

岩国市監査告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので、次とおり公表します。

令和3年3月26日

岩国市監査委員 平井 健 司

岩国市監査委員 品川 充洋

令和 2 年度第 4 回定期監査結果

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による監査

2 監査の対象

市民生活部文化振興課（分室除く）

建設部（道路課、河川課、都市排水施設課）

都市開発部（都市計画課、公園景観課、拠点整備推進課、中心市街地整備課、建築指導課、建築住宅課）

3 監査の実施期間

令和 3 年 1 月 18 日から同年 2 月 16 日まで

4 監査の着眼点及び実施内容

監査に当たっては、岩国市監査基準に準拠し、財務に関する事務の執行が法令の趣旨に沿って適正かつ効率的、合理的に行われたかを着眼点として、主として令和 2 年度の財務に関する事務（予算の執行、収入、支出、契約、現金等の出納と保管、財産管理等の事務）の執行について、事前に関係部局から必要な資料の提出を求め、監査当日に関係職員から説明聴取などを行うことにより実施した。

5 監査の結果

以上のとおり監査した限りにおいて、令和 2 年度の財務等に関する事務事業の執行処理状況については、関係法令等に基づいて、おおむね適正かつ効率的、合理的に行われていると認めた。